

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 地 方 公 共 団 体 の 長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長
放 送 大 学 学 園 理 事 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長

殿

文部科学省初等中等教育局長事務代理
文部科学審議官 丸山 洋司

学校環境衛生基準の一部改正について（通知）

この度、別添のとおり「学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準（平成二十一年文部科学省告示第六十号）の一部を改正する件（令和四年文部科学省告示第六十号。以下「本基準」という。）」が公布され、令和4年4月1日から施行されました。

本基準の概要及び留意事項等については下記のとおりですので、その趣旨を十分御理解の上、本基準に基づき学校環境衛生検査を実施し、適切な学校環境衛生活動を行っていただくようお願いいたします。

なお、本通知の発出に伴い、学校環境衛生基準の一部改正について（通知）（令和4年3月31日付け3文科初第2662号）及び、学校環境衛生基準の一部改正について（通知）（令和4年4月7日付け4文科初第97号）は、廃止とします。

関係各位におかれましては、設置する大学等に対して、所管又は所轄の学校（専修学校及び幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）に対して周知するとともに、都道府県教育委員会におかれては城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては学校法人等に対して周知されるようお願いいたします。

記

1 改正の概要

(1) 温度の基準

温度の基準の下限を 17℃から 18℃に見直したこと。

(2) 一酸化炭素の基準

一酸化炭素の基準の上限を 10ppm から 6ppm に見直したこと。

2 改正の経緯

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和 3 年政令第 347 号）において、温度の基準の下限が 17℃から 18℃に見直されたこと、一酸化炭素の基準の上限が 10ppm から 6ppm に見直されたことを踏まえ、学校環境衛生基準における温度及び一酸化炭素の基準の改正を行った。

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

4 改正に係る留意事項

この度、温度と一酸化炭素の基準が見直されたことから、令和 4 年 4 月 1 日以降に実施する定期検査では新たな基準を満たしているか確認すること。

なお、基準を満たさない場合は、学校薬剤師等の協力のもと、必要な措置を講ずること。

5 学校環境衛生活動に係る留意事項

(1) 学校の責務について

学校においては、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号。以下「法」という。）第 5 条の規定に基づき、環境衛生検査に関する事項についても学校保健計画を策定し、実施すること。その際、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）の規定を踏まえ、学校薬剤師に相談すること。

また、各学校においては、法の趣旨や本基準の意義を踏まえ、学校の環境衛生の適切な維持、管理に努めるとともに、一層の充実を図ることが必要である。その上で校長は、法第 6 条第 3 項の規定に基づき、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく措置を講じ、当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出ること。

(2) 学校の設置者の責務について

学校の設置者においては、学校環境衛生活動が適切に実施されるよう、法第 4 条の規定に基づき、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努められたいこと。

なお、「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」については、例えば、検査器具など物的条件の整備、学校環境衛生検査委託費の財政措置等が考えられること。

また、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があり、改善措置が必要な場合において、校長より法第 6 条第 3 項の申出を受けた場合は、法第 6 条第 2 項を踏まえて適切な対応をとるよう努められたいこと。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課 保健管理係
TEL : 03-5253-4111(内線 2976)

○文部科学省告示第六十号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準（平成二十一年文部科学省告示第六十号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

文部科学大臣 末松 信介

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

※ 注 冊 編	※ 注 冊 編																																																
<p>学校環境衛生基準</p> <p>第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準</p> <p>1 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="506 1570 837 2757"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(2) 温度</td> <td>18℃以上、28℃以下であることが望ましい。</td> </tr> <tr> <td>(3)～(5) [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(6) 一酸化炭素</td> <td>6ppm以下であること。</td> </tr> <tr> <td>(7)～(9) [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>第2～第4 [略]</p> <p>第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準</p> <p>1 学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、次表の左欄に掲げる検査項目について、同表の右欄の基準のとおり、毎授業日に点検を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1199 1570 1514 2757"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(2) 温度</td> <td>18℃以上、28℃以下であることが望ましい。</td> </tr> <tr> <td>(3)～(4) [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>第6 [略]</p>	検査項目	基準	(1) [略]	[略]	(2) 温度	18℃以上、28℃以下であることが望ましい。	(3)～(5) [略]	[略]	(6) 一酸化炭素	6ppm以下であること。	(7)～(9) [略]	[略]	[略]		検査項目	基準	(1) [略]	[略]	(2) 温度	18℃以上、28℃以下であることが望ましい。	(3)～(4) [略]	[略]	[略]		<p>学校環境衛生基準</p> <p>第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準</p> <p>1 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="506 290 837 1478"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(2) 温度</td> <td>17℃以上、28℃以下であることが望ましい。</td> </tr> <tr> <td>(3)～(5) [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(6) 一酸化炭素</td> <td>10ppm以下であること。</td> </tr> <tr> <td>(7)～(9) [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>第2～第4 [略]</p> <p>第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準</p> <p>1 学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、次表の左欄に掲げる検査項目について、同表の右欄の基準のとおり、毎授業日に点検を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1199 290 1514 1478"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(2) 温度</td> <td>17℃以上、28℃以下であることが望ましい。</td> </tr> <tr> <td>(3)～(4) [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>第6 [略]</p>	検査項目	基準	(1) [略]	[略]	(2) 温度	17℃以上、28℃以下であることが望ましい。	(3)～(5) [略]	[略]	(6) 一酸化炭素	10ppm以下であること。	(7)～(9) [略]	[略]	[略]		検査項目	基準	(1) [略]	[略]	(2) 温度	17℃以上、28℃以下であることが望ましい。	(3)～(4) [略]	[略]	[略]	
検査項目	基準																																																
(1) [略]	[略]																																																
(2) 温度	18℃以上、28℃以下であることが望ましい。																																																
(3)～(5) [略]	[略]																																																
(6) 一酸化炭素	6ppm以下であること。																																																
(7)～(9) [略]	[略]																																																
[略]																																																	
検査項目	基準																																																
(1) [略]	[略]																																																
(2) 温度	18℃以上、28℃以下であることが望ましい。																																																
(3)～(4) [略]	[略]																																																
[略]																																																	
検査項目	基準																																																
(1) [略]	[略]																																																
(2) 温度	17℃以上、28℃以下であることが望ましい。																																																
(3)～(5) [略]	[略]																																																
(6) 一酸化炭素	10ppm以下であること。																																																
(7)～(9) [略]	[略]																																																
[略]																																																	
検査項目	基準																																																
(1) [略]	[略]																																																
(2) 温度	17℃以上、28℃以下であることが望ましい。																																																
(3)～(4) [略]	[略]																																																
[略]																																																	
<p>標準 冊子S [] S 設備対出図し、S No.</p>																																																	

※ 以下は、今回（令和4年3月31日告示第60号）の改正を反映したものの。下線部が今回の改正箇所。

学校環境衛生基準

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

1 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基準
換 気 及 び 保 温 等	(1) 換気	換気の基準として、二酸化炭素は、1500ppm 以下であることが望ましい。
	(2) 温度	18℃以上、28℃以下であることが望ましい。
	(3) 相対湿度	30%以上、80%以下であることが望ましい。
	(4) 浮遊粉じん	0.10mg/m ³ 以下であること。
	(5) 気流	0.5m/秒以下であることが望ましい。
	(6) 一酸化炭素	6ppm 以下であること。
	(7) 二酸化窒素	0.06ppm 以下であることが望ましい。
	(8) 揮発性有機化合物	
	ア. ホルムアルデヒド	100 μg/m ³ 以下であること。
	イ. トルエン	260 μg/m ³ 以下であること。
ウ. キシレン	200 μg/m ³ 以下であること。	
エ. パラジクロロベンゼン	240 μg/m ³ 以下であること。	
オ. エチルベンゼン	3800 μg/m ³ 以下であること。	
カ. スチレン	220 μg/m ³ 以下であること。	
(9) ダニ又はダニアレルゲン	100匹/m ² 以下又はこれと同等のアレルゲン量以下であること。	
採 光 及 び 照 明	(10) 照度	(ア) 教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は、300 lx（ルクス）とする。また、教室及び黒板の照度は、500 lx以上であることが望ましい。 (イ) 教室及び黒板のそれぞれの最大照度と最小照度の比は、20：1を超えないこと。また、10：1を超えないことが望ましい。 (ウ) コンピュータを使用する教室等の机上の照度は、500～1000 lx程度が望ましい。 (エ) テレビやコンピュータ等の画面の垂直面照度は、100～500 lx程度が望ましい。 (オ) その他の場所における照度は、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Z9110に規定する学校施設の人工照明の照度基準に適合すること。
	(11) まぶしさ	(ア) 児童生徒等から見て、黒板の外側 15° 以内の範囲に輝きの強い光源（昼光の場合は窓）がないこと。 (イ) 見え方を妨害するような光沢が、黒板面及び机上面にないこと。 (ウ) 見え方を妨害するような電灯や明るい窓等が、テレビ及びコンピュータ等の画面に映じていないこと。

騒音	(12) 騒音レベル	教室内の等価騒音レベルは、窓を閉じているときはLAeq 50dB（デシベル）以下、窓を開けているときはLAeq55dB 以下であることが望ましい。
----	------------	---

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(7)及び(10)～(12)については、毎学年2回、検査項目(8)及び(9)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目		方法
換気及び保温等	(1) 換気	二酸化炭素は、検知管法により測定する。
	(2) 温度	0.5度目盛の温度計を用いて測定する。
	(3) 相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計を用いて測定する。
	(4) 浮遊粉じん	相対沈降径10 μ m以下の浮遊粉じんをろ紙に捕集し、その質量による方法(Low-Volume Air Sampler法)又は質量濃度変換係数(K)を求めて質量濃度を算出する相対濃度計を用いて測定する。
	(5) 気流	0.2m/秒以上の気流を測定することができる風速計を用いて測定する。
	(6) 一酸化炭素	検知管法により測定する。
	(7) 二酸化窒素	ザルツマン法により測定する。
	(8) 揮発性有機化合物	揮発性有機化合物の採取は、教室等内の温度が高い時期に行い、吸引方式では30分間で2回以上、拡散方式では8時間以上行う。
	ア.ホルムアルデヒド	ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着/溶媒抽出法により採取し、高速液体クロマトグラフ法により測定する。
	イ.トルエン ウ.キシレン エ.パラジクロロベンゼン オ.エチルベンゼン カ.スチレン	固相吸着/溶媒抽出法、固相吸着/加熱脱着法、容器採取法のいずれかの方法により採取し、ガスクロマトグラフ-質量分析法により測定する。
(9) ダニ又はダニアレルゲン	温度及び湿度が高い時期に、ダニの発生しやすい場所において1m ² を電気掃除機で1分間吸引し、ダニを捕集する。捕集したダニは、顕微鏡で計数するか、アレルゲンを抽出し、酵素免疫測定法によりアレルゲン量を測定する。	
備考		
<p>一 検査項目(1)～(7)については、学校の授業中等に、各階1以上の教室等を選び、適当な場所1か所以上の机上の高さにおいて検査を行う。</p> <p>検査項目(4)及び(5)については、空気温度、湿度又は流量を調節する設備を使用している教室等以外の教室等においては、必要と認める場合に検査を行う。</p> <p>検査項目(4)については、検査の結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。</p> <p>検査項目(6)及び(7)については、教室等において燃焼器具を使用していない場合に限り、検査を省略することができる。</p> <p>二 検査項目(8)については、普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等必要と認める教室において検査を行う。</p> <p>検査項目(8)ウ～カについては、必要と認める場合に検査を行う。</p> <p>検査項目(8)については、児童生徒等がいない教室等において、30分以上換気の後5時間以</p>		

上密閉してから採取し、ホルムアルデヒドにあつては高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンにあつてはガスクロマトグラフ質量分析法により測定した場合に限り、その結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。

三 検査項目 (9) については、保健室の寝具、カーペット敷の教室等において検査を行う。

(10) 照度

日本産業規格 C1609-1 に規定する照度計の規格に適合する照度計を用いて測定する。

教室の照度は、図に示す9か所に最も近い児童生徒等の机上で測定し、それらの最大照度、最小照度で示す。

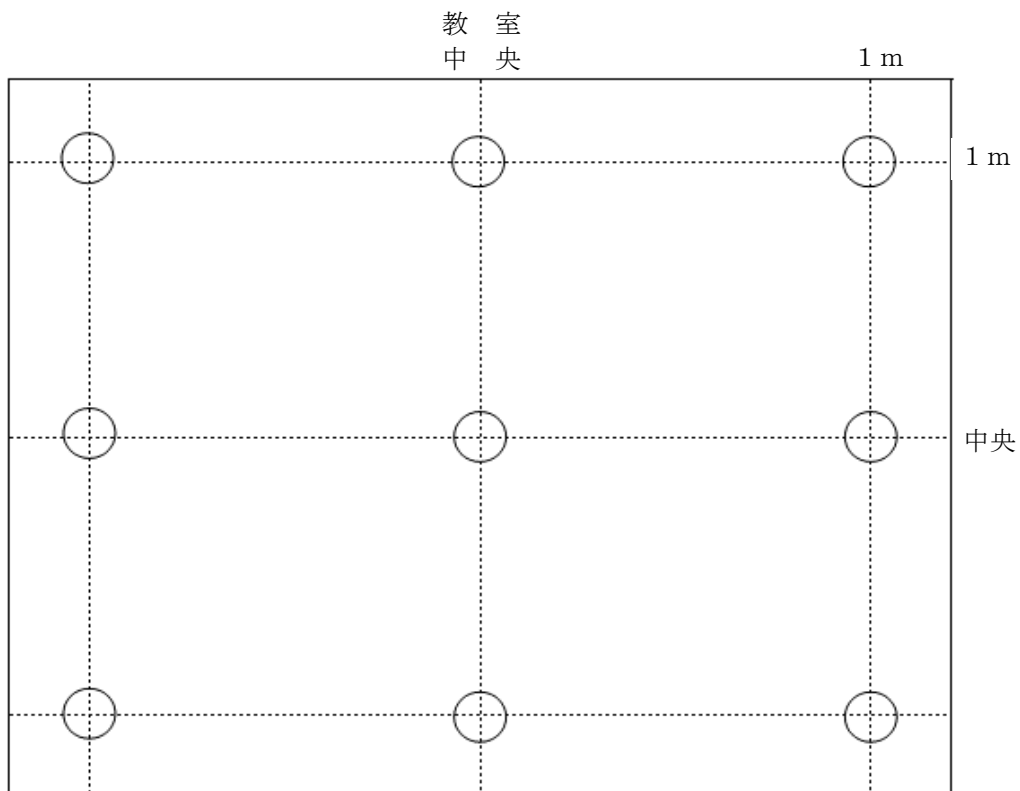
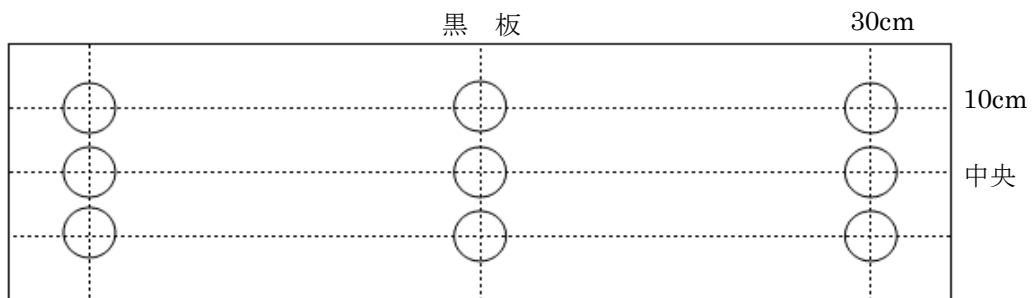
黒板の照度は、図に示す9か所の垂直面照度を測定し、それらの最大照度、最小照度で示す。

教室以外の照度は、床上75cmの水平照度を測定する。なお、体育施設及び幼稚園等の照度は、それぞれの実態に即して測定する。

(11) まぶしさ

見え方を妨害する光源、光沢の有無を調べる。

図



採光及び照明

騒音	(12) 騒音レベル	<p>普通教室に対する工作室、音楽室、廊下、給食施設及び運動場等の校内騒音の影響並びに道路その他の外部騒音の影響があるかどうかを調べ騒音の影響の大きな教室を選び、児童生徒等がいない状態で、教室の窓側と廊下側で、窓を閉じたときと開けたときの等価騒音レベルを測定する。</p> <p>等価騒音レベルの測定は、日本産業規格 C1509-1 に規定する積分・平均機能を備える普通騒音計を用い、A特性で5分間、等価騒音レベルを測定する。</p> <p>なお、従来の普通騒音計を用いる場合は、普通騒音から等価騒音を換算するための計算式により等価騒音レベルを算出する。</p> <p>特殊な騒音源がある場合は、日本産業規格 Z8731 に規定する騒音レベル測定法に準じて行う。</p>
	備考	<p>一 検査項目 (12) において、測定結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の内外の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。</p>

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

1 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基準
水質	(1) 水道水を水源とする飲料水（専用水道を除く。）の水質	
	ア. 一般細菌	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の下欄に掲げる基準による。
	イ. 大腸菌	
	ウ. 塩化物イオン	
	エ. 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	
	オ. pH値	
	カ. 味	
	キ. 臭気	
	ク. 色度	
	ケ. 濁度	
コ. 遊離残留塩素	水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第17条第1項第3号に規定する遊離残留塩素の基準による。	
水質	(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質	
	ア. 専用水道（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する「専用水道」をいう。以下同じ。）が実施すべき水質検査の項目	水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。
	イ. 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第1項第3号に規定する遊離残留塩素の基準による。
水質	(3) 専用水道（水道水を水源とする場合を除く。）及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質	
	ア. 一般細菌	水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。

	イ. 大腸菌	
	ウ. 塩化物イオン	
	エ. 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	
	オ. pH値	
	カ. 味	
	キ. 臭気	
	ク. 色度	
	ケ. 濁度	
	(4) 雑用水の水質	
	ア. pH値	5.8以上8.6以下であること。
	イ. 臭気	異常でないこと。
	ウ. 外観	ほとんど無色透明であること。
	エ. 大腸菌	検出されないこと。
	オ. 遊離残留塩素	0.1mg/L（結合残留塩素の場合は0.4mg/L）以上であること。
施設・設備	(5) 飲料水に関する施設・設備	
	ア. 給水源の種類	上水道、簡易水道、専用水道、簡易専用水道及び井戸その他の別を調べる。
	イ. 維持管理状況等	(ア) 配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備は、外部からの汚染を受けないように管理されていること。また、機能は適切に維持されていること。 (イ) 給水栓は吐水口空間が確保されていること。 (ウ) 井戸その他を給水源とする場合は、汚水等が浸透、流入せず、雨水又は異物等が入らないように適切に管理されていること。 (エ) 故障、破損、老朽又は漏水等の箇所がないこと。 (オ) 塩素消毒設備又は浄化設備を設置している場合は、その機能が適切に維持されていること。
	ウ. 貯水槽の清潔状態	貯水槽の清掃は、定期的に行われていること。
	(6) 雑用水に関する施設・設備	(ア) 水管には、雨水等雑用水であることを表示していること。 (イ) 水栓を設ける場合は、誤飲防止の構造が維持され、飲用不可である旨表示していること。 (ウ) 飲料水による補給を行う場合は、逆流防止の構造が維持されていること。 (エ) 貯水槽は、破損等により外部からの汚染を受けず、その内部は清潔であること。 (オ) 水管は、漏水等の異常が認められないこと。

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年1回、検査項目(2)については、水道法施行規則第54条において準用する水道法施行規則第15条に規定する専用水道が実施すべき水質検査の回数、検査項目(3)については、毎学年1回、検査項目(4)については、毎学年2回、検査項目(5)については、水道水を水源とする飲料水にあつては、毎学年1回、井戸水等を水源とする飲料水にあつては、毎学年2回、検査項目(6)については、毎学年2回定期的に検査を行うものとする。

検査項目		方法
水 質	(1) 水道水を水源とする飲料水（専用水道を除く）の水質	
	ア. 一般細菌	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）により測定する。
	イ. 大腸菌	
	ウ. 塩化物イオン	
	エ. 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	
	オ. pH値	
	カ. 味	
	キ. 臭気	
	ク. 色度	
	ケ. 濁度	
	コ. 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成15年厚生労働省告示第318号）により測定する。
	備考 一 検査項目（1）については、貯水槽がある場合には、その系統ごとに検査を行う。	
	(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質	
	ア. 専用水道が実施すべき水質検査の項目	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
イ. 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。	
(3) 専用水道（水道水を水源とする場合を除く。）及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質		
ア. 一般細菌	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。	
イ. 大腸菌		
ウ. 塩化物イオン		
エ. 有機物（全有機炭素（TOC）の量）		
オ. pH値		
カ. 味		
キ. 臭気		
ク. 色度		
ケ. 濁度		
(4) 雑用水の水質		
ア. pH値	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。	
イ. 臭気		
ウ. 外観	目視によって、色、濁り、泡立ち等の程度を調べる。	

	エ. 大腸菌	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
	オ. 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。
施設・設備	(5) 飲料水に関する施設・設備	
	ア. 給水源の種類	給水施設の外観や貯水槽内部を点検するほか、設備の図面、貯水槽清掃作業報告書等の書類について調べる。
	イ. 維持管理状況等	
	ウ. 貯水槽の清潔状態	
(6) 雑用水に関する施設・設備	施設の外観や貯水槽等の内部を点検するほか、設備の図面等の書類について調べる。	

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準

1 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基準
学校の清潔	(1) 大掃除の実施	大掃除は、定期に行われていること。
	(2) 雨水の排水溝等	屋上等の雨水排水溝に、泥や砂等が堆積していないこと。また、雨水配水管の末端は、砂や泥等により管径が縮小していないこと。
	(3) 排水の施設・設備	汚水槽、雑排水槽等の施設・設備は、故障等がなく適切に機能していること。
ネズミ、衛生害虫等	(4) ネズミ、衛生害虫等	校舎、校地内にネズミ、衛生害虫等の生息が認められないこと。
教室等の備品の管理	(5) 黒板面の色彩	(ア) 無彩色の黒板面の色彩は、明度が3を超えないこと。 (イ) 有彩色の黒板面の色彩は、明度及び彩度が4を超えないこと。

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年3回、検査項目(2)～(5)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目		方法
学校の清潔	(1) 大掃除の実施	清掃方法及び結果を記録等により調べる。
	(2) 雨水の排水溝等	雨水の排水溝等からの排水状況を調べる。
	(3) 排水の施設・設備	汚水槽、雑排水槽等の施設・設備からの排水状況を調べる。

ネズミ、衛生害虫等	(4) ネズミ、衛生害虫等	ネズミ、衛生害虫等の生態に応じて、その生息、活動の有無及びその程度等を調べる。
教室等の備品の管理	(5) 黒板面の色彩	明度、彩度の検査は、黒板検査用色票を用いて行う。

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

1 水泳プールに係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基準
水質	(1) 遊離残留塩素	0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましい。
	(2) pH値	5.8以上8.6以下であること。
	(3) 大腸菌	検出されないこと。
	(4) 一般細菌	1mL中200コロニー以下であること。
	(5) 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	12mg/L以下であること。
	(6) 濁度	2度以下であること。
	(7) 総トリハロメタン	0.2mg/L以下であることが望ましい。
	(8) 循環ろ過装置の処理水	循環ろ過装置の出口における濁度は、0.5度以下であること。また、0.1度以下であることが望ましい。
施設・設備の衛生状態	(9) プール本体の衛生状況等	(ア) プール水は、定期的に全換水するとともに、清掃が行われていること。 (イ) 水位調整槽又は還水槽を設ける場合は、点検及び清掃を定期的に行うこと。
	(10) 浄化設備及びその管理状況	(ア) 循環浄化式の場合は、ろ材の種類、ろ過装置の容量及びその運転時間が、プール容積及び利用者数に比して十分であり、その管理が確実に行われていること。 (イ) オゾン処理設備又は紫外線処理設備を設ける場合は、その管理が確実に行われていること。
	(11) 消毒設備及びその管理状況	(ア) 塩素剤の種類は、次亜塩素酸ナトリウム液、次亜塩素酸カルシウム又は塩素化イソシアヌル酸のいずれかであること。 (イ) 塩素剤の注入が連続注入式である場合は、その管理が確実に行われていること。
	(12) 屋内プール	
	ア. 空気中の二酸化炭素	1500ppm 以下が望ましい。
イ. 空気中の塩素ガス	0.5ppm 以下が望ましい。	

	ウ. 水平面照度	200 lx 以上が望ましい。
備考		
一 検査項目 (9) については、浄化設備がない場合には、汚染を防止するため、1週間に1回以上換水し、換水時に清掃が行われていること。この場合、腰洗い槽を設置することが望ましい。 また、プール水等を排水する際には、事前に残留塩素を低濃度にし、その確認を行う等、適切な処理が行われていること。		

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(6)については、使用日の積算が30日以内ごとに1回、検査項目(7)については、使用期間中の適切な時期に1回以上、検査項目(8)～(12)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目		方法
水質	(1) 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。
	(2) pH値	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
	(3) 大腸菌	
	(4) 一般細菌	
	(5) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	過マンガン酸カリウム消費量として、滴定法による。
	(6) 濁度	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
	(7) 総トリハロメタン	
	(8) 循環ろ過装置の処理水	
備考		
一 検査項目(7)については、プール水を1週間に1回以上全換水する場合は、検査を省略することができる。		
施設・設備の衛生状態	(9) プール本体の衛生状況等	プール本体の構造を点検するほか、水位調整槽又は還水槽の管理状況を調べる。
	(10) 浄化設備及びその管理状況	プールの循環ろ過器等の浄化設備及びその管理状況を調べる。
	(11) 消毒設備及びその管理状況	消毒設備及びその管理状況について調べる。
	(12) 屋内プール	
	ア. 空気中の二酸化炭素	検知管法により測定する。
	イ. 空気中の塩素ガス	検知管法により測定する。
	ウ. 水平面照度	日本産業規格 C1609-1 に規定する照度計の規格に適合する照度計を用いて測定する。

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

1 学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、次表の左欄に掲げる検査項目について、同表の右欄の基準のとおり、毎授業日に点検を行うものとする。

検査項目		基準
教	(1) 換気	(ア) 外部から教室に入ったとき、不快な刺激や臭気がないこと。 (イ) 換気が適切に行われていること。

室 等 の 環 境	(2) 温度	18℃以上、28℃以下であることが望ましい。
	(3) 明るさとまぶしさ	(ア) 黒板面や机上等の文字、図形等がよく見える明るさがあること。 (イ) 黒板面、机上面及びその周辺に見え方を邪魔するまぶしさがなくないこと。 (ウ) 黒板面に光るような箇所がないこと。
	(4) 騒音	学習指導のための教師の声等が聞き取りにくいことがないこと。
飲 料 水 等 の 水 質 及 び 施 設 ・ 設 備	(5) 飲料水の水質	(ア) 給水栓水については、遊離残留塩素が0.1mg/L以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が0.2mg/L以上保持されていること。 (イ) 給水栓水については、外観、臭気、味等に異常がないこと。 (ウ) 冷水器等飲料水を貯留する給水器具から供給されている水についても、給水栓水と同様に管理されていること。
	(6) 雑用水の水質	(ア) 給水栓水については、遊離残留塩素が0.1mg/L以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が0.2mg/L以上保持されていること。 (イ) 給水栓水については、外観、臭気に異常がないこと。
	(7) 飲料水等の施設・設備	(ア) 水飲み、洗口、手洗い場及び足洗い場並びにその周辺は、排水の状況がよく、清潔であり、その設備は破損や故障がないこと。 (イ) 配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備並びにその周辺は、清潔であること。
学 校 の 清 潔 及 び ネ ズ ミ、 衛 生 害 虫 等	(8) 学校の清潔	(ア) 教室、廊下等の施設及び机、いす、黒板等教室の備品等は、清潔であり、破損がないこと。 (イ) 運動場、砂場等は、清潔であり、ごみや動物の排泄物等がないこと。 (ウ) 便所の施設・設備は、清潔であり、破損や故障がないこと。 (エ) 排水溝及びその周辺は、泥や砂が堆積しておらず、悪臭がないこと。 (オ) 飼育動物の施設・設備は、清潔であり、破損がないこと。 (カ) ごみ集積場及びごみ容器等並びにその周辺は、清潔であること。
	(9) ネズミ、衛生害虫等	校舎、校地内にネズミ、衛生害虫等の生息が見られないこと。
水 泳 プ ール の 管 理	(10) プール水等	(ア) 水中に危険物や異常なものがないこと。 (イ) 遊離残留塩素は、プールの使用前及び使用中1時間ごとに1回以上測定し、その濃度は、どの部分でも0.4mg/L以上保持されていること。また、遊離残留塩素は1.0mg/L以下が望ましい。 (ウ) pH値は、プールの使用前に1回測定し、pH値が基準値程度に保たれていることを確認すること。 (エ) 透明度に常に留意し、プール水は、水中で3m離れた位置からプールの壁面が明確に見える程度に保たれていること。
	(11) 附属施設・設備等	プールの附属施設・設備、浄化設備及び消毒設備等は、清潔であり、破損や故障がないこと。

- 2 点検は、官能法によるもののほか、第1から第4に掲げる検査方法に準じた方法で行うものとする。

第6 雑則

- 1 学校においては、次のような場合、必要があるときは、臨時に必要な検査を行うものとする。
 - (1) 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。
 - (2) 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。
 - (3) 新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。
 - (4) その他必要なとき。
- 2 臨時に行う検査は、定期に行う検査に準じた方法で行うものとする。
- 3 定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録は、検査の日から5年間保存するものとする。また、毎授業日に行う点検の結果は記録するよう努めるとともに、その記録を点検日から3年間保存するよう努めるものとする。
- 4 検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じて閲覧できるように保存するものとする。

内閣府が実施する地域女性活躍推進交付金及び地域子供の未来応援交付金について、令和3年度補正予算等の内容をお知らせします。教育機関における連携についても引き続きご検討ください。

事務連絡
令和4年3月2日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

内閣府が実施する地域女性活躍推進交付金及び地域子供の未来応援交付金の活用促進について（周知）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、孤独・孤立などにより様々な困難や不安を抱える女性への支援等を行うため内閣府において実施している「地域女性活躍推進交付金」については、令和3年4月14日付け事務連絡（以下「前回事務連絡」という。）において、その活用促進についてお知らせしているところですが、今回、令和3年度補正予算及び令和4年度予算案における対応について、各都道府県を通じて市町村へ周知されています（別添資料1）。

また、「地域子供の未来応援交付金」については、地方公共団体がNPO法人等への委託等を通じて子供食堂や学習支援などの子供の居場所づくりを支援するもので、学校内に学習支援の場が作られている例もあります。今回、別添資料2のとおり、前回事務連絡でお知らせした内容より更に支援が拡充されています（補助率10/10事業の創設等）。

いずれの事業においても、これまでと同様、事業の一環として、対象となる女性・子供等に対して生理用品等の提供を行うことが可能です。

各学校や学校設置者におかれては、当該事業の趣旨をご理解いただき、前回事務連絡も踏まえて、ご対応いただくようお願いいたします。

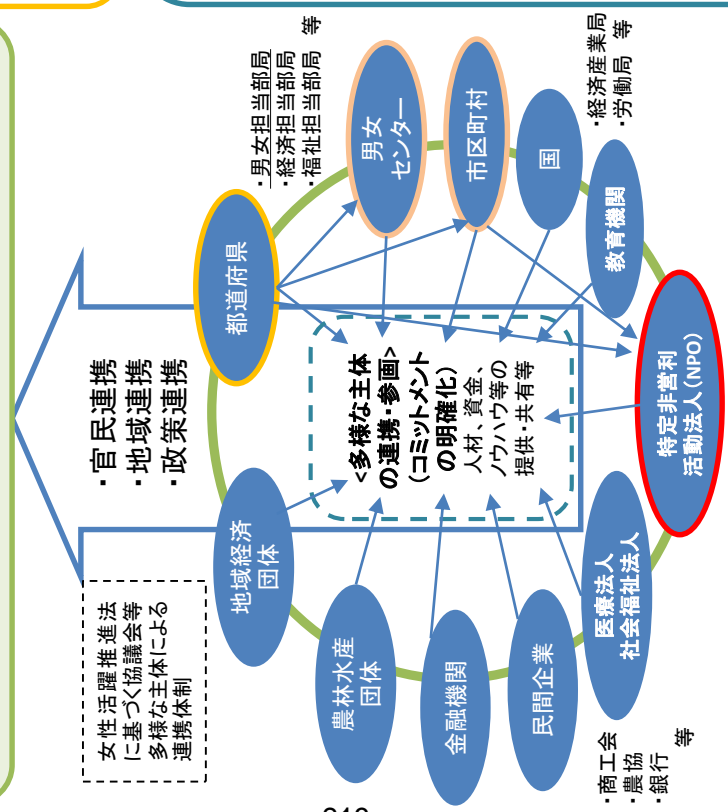
都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>
文部科学省
初等中等教育局 健康教育・食育課
保健指導係 03-5253-4111(内2918)

地域女性活躍推進交付金

※地方創生臨時交付金で 地方負担分に対する措置
 ※令和2年度第3次補正1.5億円、追加措置1.5億円、3年度※3.5億円、補正予算5.3億円、4年度予算案3億円

＜地域における女性活躍の推進・課題解決＞
 「地域性」を踏まえた・定量的成果目標設定・「見える化」
 (新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対する支援、ポストコロナを見据えた女性デジタル人材の育成、女性の登用拡大等)



【交付対象】
 地方公共団体

【補助率】

- ① 活躍推進型 : 1/2
- ② 寄り添い支援型プラス : 1/2
- ③ つながりサポート型 : 3/4

【交付上限】

- ① 各区別ごと 都道府県 800万円(注)、政令指定都市 500万円、市区町村 250万円
- ② 各区別ごと 都道府県・市・特別区 800万円、町村 500万円
- ③ 一律1125万円

注) 推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。

① 活躍推進型

女性デジタル人材や管理職・役員の育成など女性の参画拡大を推進
 デジタル分野のスキル向上、女性管理職・役員育成セミナー、起業支援、就労や正規雇用化に向けたセミナー・研修、トップの意識改革、一般事業主行動計画策定の後押し

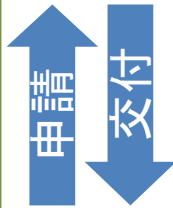
② 寄り添い支援型プラス (対象地方公共団体等交付要件の一部を拡充変更)

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて就労までつなげていく支援や相談支援
 孤独・孤立などの様々な課題・困難に対する寄り添った相談支援やその一環として生理用品の提供、自立支援や就業支援への連携、女性に特化した自立支援・意識向上プログラム 等

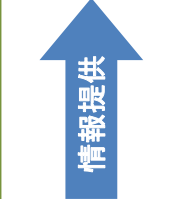
③ つながりサポート型

孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の知見を活用(総事業に占める委託の割合が3/4以上)した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等のさめ細かい支援
 NPOによるアウトリーチ型の相談、居場所の提供、生理用品の提供
 NPOスタッフ、男女共同参画推進員、民生委員等、相談や支援を行う人材の養成 等

地方公共団体
 (関係団体と連携)



内閣府



他の地域の
 ・ 地方公共団体
 ・ 地域経済団体 等

(別添資料1)

地域女性活躍推進交付金のメニューの比較

取組の例

対象自治体、補助率、交付要件等

活躍推進型

【対象地方公共団体】 推進計画策定
 【補助率】 1/2
 【交付上限額】 区分有：都道府県800万円、
 政令市500万円、市区町村250万円
 【交付要件等】
 ・計画事業への位置付け

- ・女性デジタル人材の育成するための研修
- ・テレワークに関するセミナー
- ・女性役員・管理職を育成するための研修
- ・企業経営層の意識改革のためのセミナー
- ・託児付きサテライトオフィスやシェアオフィスの開設

寄り添い支援型プラス

【対象地方公共団体】 制約なし
 【補助率】 1/2
 【交付上限額】 】区分有：都道府県・市・特別区800万円、町村500万円
 【交付要件等】
 ・委託先限定要件なし（民間企業も可）
 ・新規事業優先、予算範囲で継続事業可
 ・相談等の一環として生理用品の提供可

- ・男女共同参画センター等の相談機能の強化
- * メールやSNSの活用した体制充実
- * カウンセラーや臨床心理士等による専門相談
- ・ピアサポートのための居場所づくり
- ・コロナによる女性の雇用や生活への影響、女性の貧困問題、求める支援についての調査分析（孤独孤立対策・NPO支援に資する措置）

つながりサポート型
 [NPO活用特化タイプ]

【対象地方公共団体】 制約なし
 【補助率】 3/4
 【交付上限額】 区分なし：一律1125万円
 【交付要件等】
 ・NPO等への委託が必須
 ・委託事業比率は総事業費の3/4以上
 ・新規事業優先、予算範囲で継続事業可
 ・相談等の一環として生理用品の提供可

- ・上記寄り添い支援型プラスの特化・拡充タイプ
 特に、NPO等の知見や能力を活用して、アウトリーチ型支援（訪問・相談支援）や寄り添った支援のための居場所づくりなど、NPO等が得意とする行政だけでは手が届きにくい支援に対応
 （孤独孤立対策・NPO支援に資する措置）

※上記取組はあくまで例示であり、地方公共団体がNPO等の民間団体・関係機関等と連携して創意工夫により実施。

「地域子供の未来応援交付金」の拡充（新たな事業の創設）

多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対し、地方自治体によるニーズに応じた取組を支援する「地域子供の未来応援交付金（子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業）」を拡充し、新たな事業を設ける。

内閣府

※ 交付金の交付要綱等の詳細は内閣府ホームページを御参照ください。
<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/torikumi/koufukin/index.html>

地方自治体

既存の支援事業

(1) 実態調査・計画策定

- ・補助率：1/2
- ・補助基準額（事業費の上限）：300万円(①②の合計)

①実態調査・資源量の把握

- ・貧困の状況にある子供等の実態把握
- ・地域の資源量（支援を行う民間団体の状況等）の把握

②支援体制の整備計画策定

- ・「子どもの貧困対策推進法」第9条に定める計画の策定

※令和元年の法改正により、都道府県に加え、市町村にも計画策定が努力義務化

(2) 子供等支援事業

- ・補助率：1/2
- ・補助基準額：最高1,500万(①②の合計)、最高300万円(③)

①子供たちと「支援」を結びつける事業

- ・コアディネーター事業
- ・アウトリーチ支援等

②連携体制の整備

- ・自治体内部（福祉部門・教育部門）、社協、地元企業・自治会・NPO等の民間団体との連携

③研修の実施

- ・都道府県及び市町村担当者、子供の貧困対策支援活動従事者等

(3) つながりの場づくり緊急支援事業

- ・補助率：3/4
- ・補助基準額：事業当たり最高250万円

子ども食堂、学習支援といった子供の居場所づくり※などを①自治体が自ら、②NPO等に委託して、③NPO等を補助して、実施し、子供を行政等の必要な支援につなげる事業

- ※ ア 子ども食堂やフードパントリー・フードバンクなど、子供の居場所の提供、衣食住などの生活支援を行う事業（生理用品の提供を含む）
- イ 学習教室など子供に学習機会を提供する事業
- ウ 相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコアディネーターの配置など、行政等の必要な支援につなげる事業
- エ その他上記に類する事業

※ 令和3年度補正予算 20億円

(4) 新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業

- ・補助率：10/10
- ・補助基準額：事業当たり最高250万円

地方自治体と新たに連携した、NPO等による子ども食堂等のつながりの場を緊急的に確保する事業※

- ※ ア NPO等に新たに居場所づくりを委託する事業
- イ 新たな居場所を新設する事業（例：既存の居場所と違う地域に新設）
- ウ 新たな取組を実施する事業（例：子ども食堂だけを実施していたNPO等が新たに学習支援も実施）

・自治体による委託事業
・事業の実施により、自治体とNPO等との間で新たな連携が生じるもの。

地域女性活躍推進交付金及び地域子供の未来応援交付金の活用促進について、内閣府より各都道府県の担当へ周知していますので、その内容をお知らせします。教育機関における連携についてもご検討ください。

事務連絡
令和3年4月14日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

内閣府が実施する女性の相談支援及び子供の居場所づくり等に係る交付金（地域女性活躍推進交付金及び地域子供の未来応援交付金）の活用促進について（周知）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、内閣府では望まない孤独・孤立で不安を抱える女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対する支援等を行うため「地域女性活躍推進交付金」を実施していますが、今回、補助率の引き上げや女性の相談支援等に係る追加措置等が行われ、添付の事務連絡（別添資料1）により、各都道府県を通じて市町村へ周知されています。

また、多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対し、地方公共団体がニーズに応じた支援を適切に行うための取組を支援するため「地域子供の未来応援交付金」にも取り組んでいます。同様に補助率の引き上げ等が行われ、添付の事務連絡（別添資料2）により、各都道府県を通じて市町村へ周知されています。

これらの事業を活用して、女性や子供たちに対し、必要な支援を行うためには関係する機関や団体の連携が重要です。

各学校や学校設置者におかれては、当該事業の趣旨をご理解いただき、下記に留意の上、ご対応いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いいたします。

記

1. 事業の実施者や関係部局等との連携について

「地域女性活躍推進交付金」事業は地方公共団体が行う NPO 法人等を活用した女性の相談支援等の取組を支援するものであり（別添資料 1 参照）、当該 NPO 法人等の取組として児童生徒等を対象に含めて実施する場合などについては、学校や学校設置者との連携が重要となること。

また、子供の居場所づくりなどを支援する「地域子供の未来応援交付金（つながりの場づくり緊急支援事業）」事業は地方公共団体が NPO 法人等への委託を通じて子供食堂や学習支援などの子供の居場所づくりを支援するものであり（別添資料 2 参照）、子供たちに必要な支援が適切に行われるよう学校や学校設置者をはじめ関係機関の連携が重要になること。

学校や学校設置者におかれては、女性の相談支援や子供の居場所づくりに関するこれらの事業について、当該事業の実施者と連携し、支援を必要とする児童生徒への適切な情報提供にご協力いただきたいこと。また、当該事業の実施者等から依頼があった際は、例えば、学校において当該 NPO 法人等が相談窓口の周知や必要な情報提供とあわせて保健室等で生理用品等の生活必需品を提供する場合など、積極的にご協力いただきたいこと。その際、生理用品を必要としていることを言い出しにくい児童生徒にも配慮し、事前に当該事業の趣旨や提供場所等を児童生徒へ周知するとともに、保健室等の手に取りやすい場所に設置したり、提供場所を保健室のほかに設けたりするなど、必要とする児童生徒が安心して入手出来るよう、提供方法や配置場所等の工夫などをご検討いただきたいこと。

加えて、これらの交付金に基づく事業の実施を機に、地方自治体における社会福祉担当部局や男女共同参画担当部局等の関係部局と連携し、児童生徒が抱える不安や困難に応じた適切な支援が受けられるよう、必要な対応についても併せて検討いただきたいこと。

2. 学校における相談体制について

「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和 2 年 2 月 19 日 文部科学事務次官通知）で示しているとおり、各学校においては学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察やストレスチェック等により、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応すること。特にコロナ禍における児童生徒の心身の影響を考慮し、日常的に相談できる体制を構築するなど、引き続き丁寧に対応いただきたいこと。

その際、生理用品等を自身で用意できない児童生徒への支援については、その背景にある要因にも着目し、保健室等に通常備えている生理用品を渡した場合に返却を求めないなどの対応とあわせて、適切な支援をお願いしたいこと。

以上

<本件連絡先> 文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 保健指導係 03-5253-4111(内2918)

都道府県地域女性活躍推進交付金担当窓口 御中

内閣府男女共同参画局総務課

地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）の活用促進
及び交付申請に当たっての留意事項等について

平素から女性活躍の推進に御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

生活や仕事、DV被害、子育てや介護に関する女性の困難や不安がコロナ下において、深刻な状況となっています。

こうした中、令和3年3月16日に開催された新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議において、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」が決定されて、この中で「NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等」として、地域女性活躍推進交付金について、時限的に、地方公共団体が、NPO法人等へ委託した場合に国の補助率を2分の1から4分の3へ引き上げることとされ、令和3年3月23日、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費において、本件補助率の引上げに必要な予算が措置されたところです。

これを受け、「地域女性活躍推進交付金交付要綱」の改正等を行い、今般、公募についての連絡を差し上げました。

補助率の引上げに係る新たな追加措置（以下「つながりサポート型」という。）は、地方公共団体が、不安を抱える女性の相談支援や居場所づくりなどに関する事業をNPO等に委託し、総事業に占める委託の割合が4分の3以上の場合に、その経費の4分の3に相当する額について、地域女性活躍推進交付金を交付するものです。

各地方公共団体におかれましては、本事業実施の趣旨を御理解いただき、下記の点及び別紙に御留意の上、不安を抱える女性への相談支援等に取り組まれるよう、積極的な御活用をお願いいたします。

都道府県におかれましては、本事務連絡についても、管内市区町村へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡については児童生徒及び学生への支援について教育機関と連携する観点から文部科学省を通じて教育委員会や大学等へも周知することとしていますので、その旨申し添えます。

記

- (1) 地域の実情に応じて、NPO（特定非営利法人）等民間団体に業務を委託して不安を抱える女性に対する相談等の支援に取り組んでいただきたくよう、お願いいたします。

(2) つながりサポート型を実施するに当たっては、その緊急性に鑑み、例えば、補正予算の計上や既存予算流用など柔軟に対応していただくことにより、必要な財源確保に努めていただき、積極的に交付申請していただきますよう、お願いいたします。

なお、本事業は、別紙留意事項4にも記載しているとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象となっておりますので、同交付金を合わせて活用いただくことにより、実質的な地方公共団体の負担は相当軽減されると伺っています。

(3) 交付申請については、改定した公募要領における令和3年度における交付決定スケジュールにかかわらず、予算の対応が可能な限り、受け付けることといたします。その際には、逐次、改めてスケジュールの連絡を差し上げます。

なお、既に、令和3年度実施分として交付申請いただいている事業のうち、つながりサポート型に該当すると考えられるものについては、別途、個別に調整させていただきます。

連絡先

内閣府男女共同参画局総務課

地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）担当

杉浦、長岡

代表 03-5253-2111 内線 37516/37580

直通 03-6257-1355

FAX 03-3581-9566

Mail jyosei.koufukin@cao.go.jp（担当共有）

地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）の
交付申請等に当たっての留意事項について

令和3年4月

1. つながりサポート型と委託先について

(1) 本つながりサポート型の補助対象事業は、地方公共団体が不安を抱える女性に対する相談や居場所づくりなどをNPO等に委託して実施する取組となります。ただし、その委託料が総事業の4分の3（75%）以上となる場合に限りま

す。また、対象となるNPO等の民間団体としては、NPO（特定非営利法人）、社団法人、財団法人、社会福祉法人等、公益性がある民間団体を対象としています。なお、DVやシングルマザー等、既に他の補助事業等で支援を受けている特定の目的に限定した活動を行っている民間団体のみに業務を委託することとならないように留意してください。

また、当該委託先のNPO等が子ども・若者を対象とする場合（例えば、学校において相談窓口の周知とあわせて生理用品等の生活必需品の提供を行うなど）は、学校と十分に連携するとともに、学校施設の活用などについて、必要に応じて教育委員会や大学等との連絡・連携しながら実施をお願いします。

なお、申請に当たっては、地方公共団体と委託先の関係、委託内容、委託料等がわかる資料（様式任意）を添付いただきたいと存じます。特に複数の委託先や再委託を行う場合には、各民間団体の関係が分かるようにしてください。

(本事業の対象事業)

- アウトリーチ型支援（訪問支援）
- カウンセラーなどの専門相談、SNS相談、24時間電話相談
- 関係機関や団体への同行支援
- 女性が互いに支え合う（ピアサポート）のための居場所の提供
- また、これらの事業に付随して、対象となる女性に対して生理用品等の生活必需品の提供を行うこと
- 不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することができるよう、上記事業例に準拠した取組

(2) 委託事業実施に当たっては、福祉部局等庁内の関係部局と連絡・連携を取るとともに、当該委託先NPO等と緊密に連携しながらの実施をお願いいたします。

支援が必要な女性に寄り添っている関係機関等に対しての委託事業の周知・誘導を行い、関係機関と委託先NPO等とが連携して、相談をしたり、居場所などを利用する女性が、必要な行政等の支援につなげていくための取組をお願いいたします。

また、コロナ禍において、必要な感染拡大防止対策を徹底していただき、事前の審査や委託事業実施後の確認・指導等をお願いいたします。

2. 補助基準額、受託団体数等について

- ・補助基準額は1500万円で、一地方公共団体当たりの補助対象事業費の上限となります（交付金交付限度額は1125万円）。
- ・男女共同参画計画又は推進計画（注）を策定していない地方公共団体も対象となります。

注）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第6条第1項の規定に基づく都道府県推進計画又は同条第2項の規定に基づく市町村推進計画

- ・ただし、本事業の実施に当たっては、一地方公共団体当たりの委託する団体数上限はありません。
- ・都道府県にあっては、交付申請のない市区町村に対して事業実施を促すなど、管下市町村と緊密に連携して、本事業を推進していただきますよう、お願いいたします。
- ・複数の市町村にまたがって実施される場合は、都道府県が自ら実施するか、都道府県において市区町村間の事業の調整をお願いいたします（実施する市区町村ごとに別申請とすることができます。）。
- ・既に地域女性活躍推進交付金として事業を申請済みの地方公共団体であっても、本事業を別途申請することができます。また、既に受託済みのNPO等であっても、本事業の委託団体となることができますが、交付対象の経費について重複が無いよう注意をお願いいたします。

3. 事業実施に必要な備品等の取扱い等について

- ・事業の緊急性に鑑み、特に必要のある場合には、経済性等を十分考慮いただいた上で、不安を抱える女性の相談や居場所づくりなどに必要な机や椅子などの備品の整備や施設の小規模な改修経費についても対象となる場合がありますので、御相談下さい。ただし、財産管理の必要のある備品を取得等した場合は、地方公共団体における財務規則等に基づき管理していただく必要があります。なお、従前から、机や椅子などの賃借料は補助対象経費として認められますので、賃借での活用もお願いいたします。
- ・いわゆる「生理の貧困」対策として、相談や居場所などを利用する女性に当面必要な生理用品を提供するほか、アルコール消毒液やマスク等の購入経費など、感染拡大防止対策に係る経費について、女性用品等の購入経費として、委託料に計上する場合には、補助対象となります。
- ・本事業実施に係る委託費以外の事業費（地方公共団体の事業実施経費）については、NPO等への委託料の割合が4分の3（75%）以上であることから、4分の1（25%）以内である必要があります（精算時においては、4分の1（25%）が上限となります。）。

（注）事業実施過程において、入札等により委託料が予定より減額となった場合は、委託料以外の事業費が総事業費の4分の1（25%）となるよう、調整して変更する必要がありますので、注意してください。

4. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

- ・本事業に係る地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）の予算については、令和2年度予備費13.5億円を計上しています。予備費を財源とした地域女性活躍推進交付金の交付を受けた事業については、新型コロナ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という。）の対象事業となりますので、同交付金を合わせて活用いただくことにより、実質的な地方公共団体の負担は相当額が低減されるもの（注）となると伺っております。詳しくは、財政部局等当該地方創生臨時交付金の窓口と御相談いただきたいと思います。と存じます。

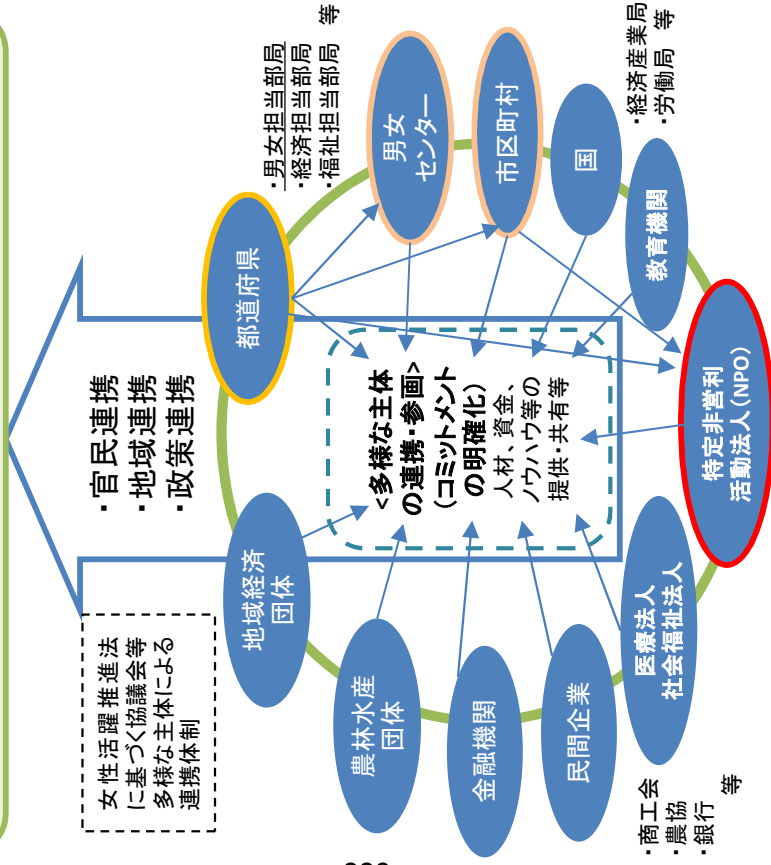
（注）地方創生臨時交付金の対象事業について、仮に、総額の4分の1（25%）を占めるとした場合、地方公共団体負担額の0.8（80%）が同交付金の交付対象となっているため、その場合、総事業費の95%（75%+20%）が国庫負担額となり、負担額は5%になると伺っております。

交付要綱、公募要領等の添付省略

地域女性活躍推進交付金

(令和2年度予算1.5億円、2年度第3次補正予算1.5億円+追加措置13.5億円、3年度予算案1.5億円)

＜地域における女性活躍の推進・課題解決＞
 「地域性」を踏まえた・定量的成果目標設定・「見える化」
 (新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対する支援、ポストコロナを見据えた女性デジタル人材の育成、女性の登用拡大等)



【交付対象】 各區別ごと
 都道府県 800万円(注)
 政令指定都市 500万円
 市区町村 250万円

【補助率】
 ①活躍推進型、②寄り添い支援型：1/2
 ③つながりサポート型：3/4

【交付上限】 各區別ごと
 都道府県 800万円(注)
 政令指定都市 500万円
 市区町村 250万円

ただし、③は一律1125万円

(注) 推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。

① 活躍推進型

女性デジタル人材や管理職・役員の育成など女性の参画拡大を推進
 デジタル分野のスキル向上、女性管理職・役員育成セミナー、起業支援、
 就労や正規雇用化に向けたセミナー・研修、トップの意識改革、
 一般事業者行動計画策定の後押し

② 寄り添い支援型

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて、就
 労までつなげていく支援
 多様な課題・困難に対する寄り添った相談支援、自立支援や就業支援への連携
 女性に特化した自立支援・意識向上プログラム

③ つながりサポート型 ※追加措置部分

孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復するこ
 とができるよう、NPO等の知見を活用(総事業に占める委託の割合が3/4以上)
 したきめ細かい支援

NPOによるアウトリーチ型の相談、居場所の提供、女性用品の提供
 NPOスタッフ、男女共同参画推進員、民生委員等、相談や支援を行う人材の養成 等

地方公共団体
 (関係団体と
 連携)

申請
 交付

内閣府

情報提供

他の地域の
 ・ 地方公共団体
 ・ 地域経済団体 等

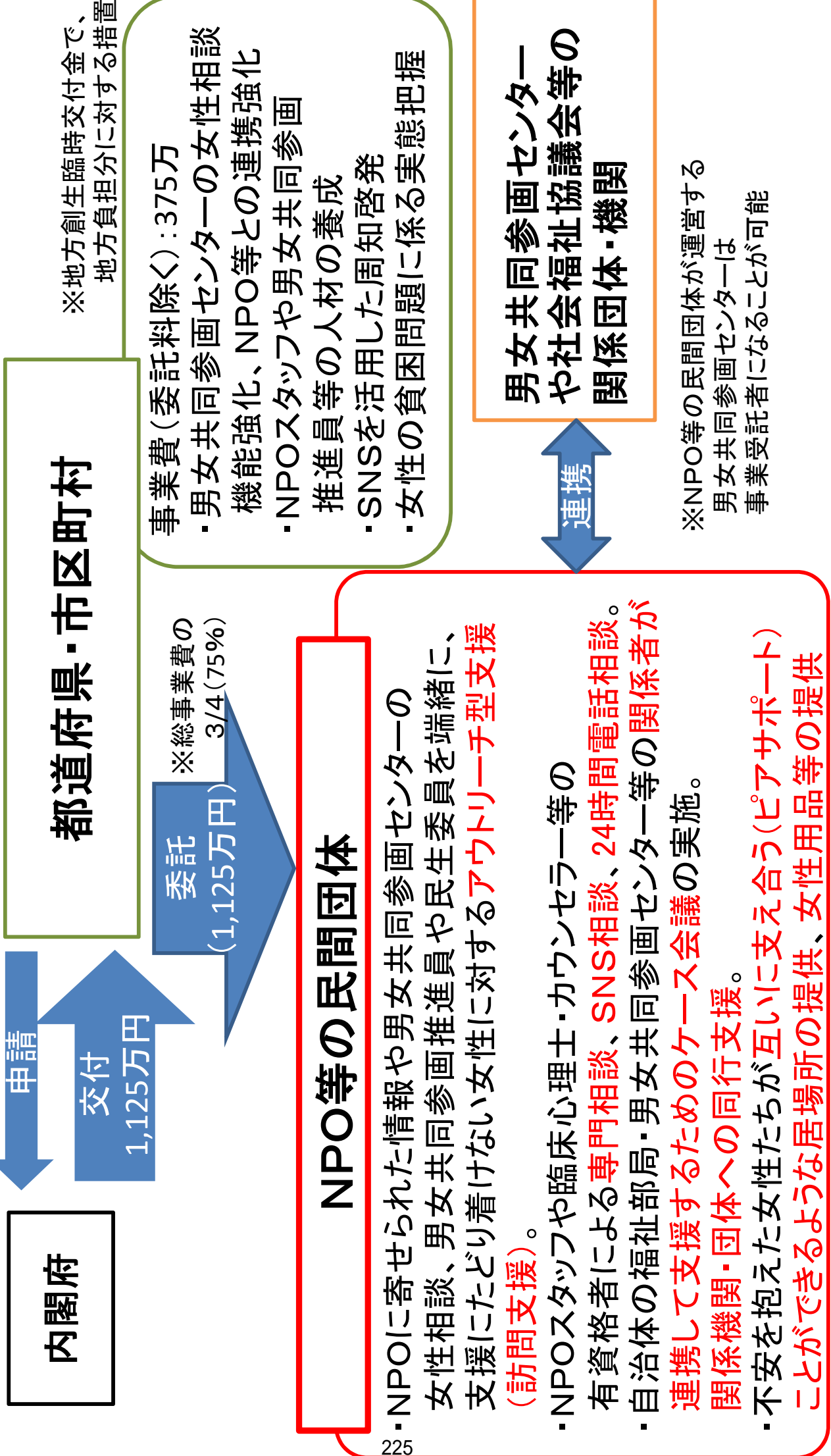
想定される対象者・課題、取組の例

	想定される対象者・課題	取組の例
活躍推進型	<ul style="list-style-type: none"> ・ポストコロナ、デジタル社会を見据えた「新たな日常」への対応 ・企業における意思決定過程への女性の参画拡大 ・女性の多様な働き方の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性デジタル人材の育成するための研修 ・テレワークに関するセミナー ・女性役員・管理職を育成するための研修 ・企業経営層の意識改革のためのセミナー ・託児付きサテライトオフィスやシェアオフィスの開設
寄り添い支援型	<ul style="list-style-type: none"> ・不本意に退職や収入減などで苦境に陥っている女性 ・女性差別やハラスメントによる悩み、トラウマを抱え、特に心理面での寄り添った支援が必要な女性 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター等の相談機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> －メールやSNSの活用した体制充実 －カウンセラーや臨床心理士等による専門相談 ・ピアサポートのための居場所づくり ・コロナによる女性の雇用や生活への影響、女性の貧困問題、求める支援についての調査分析
つながりサポート型	<ul style="list-style-type: none"> ・社会との絆・つながりが薄くなり、不安を抱える女性 ・寄り添った支援が必要にも関わらず、支援が届いていない女性 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記寄り添い支援型を参考に、特に、NPO等の知見や能力を活用して、アウトリーチ型支援(訪問支援)や寄り添った支援のための居場所づくりなど、行政だけでは手が届きにくい支援 (寄り添い支援型の特化・拡充)

※上記取組はあくまで例示であり、地方公共団体やNPO等の民間団体の創意工夫による実施を期待。

「つながりサポート型」の活用イメージ

事業費1,500万円（NPO等への委託が4分の3（1,125万円）の場合



内閣府

申請
交付
1,125万円

都道府県・市区町村

※地方創生臨時交付金で、
地方負担分に対する措置。

委託
(1,125万円)
※総事業費の
3/4(75%)

NPO等の民間団体

- ・NPOに寄せられた情報や男女共同参画センターの女性相談、男女共同参画推進員や民生委員を端緒に、支援にたどり着けない女性に対する**アウトリーチ型支援（訪問支援）**。
- ・NPOスタッフや臨床心理士・カウンセラー等の有資格者による**専門相談、SNS相談、24時間電話相談**。
- ・自治体の福祉部局・男女共同参画センター等の関係者が**連携して支援するためのケース会議の実施**。
- ・**関係機関・団体への同行支援**。
- ・**不安を抱えた女性たちが互いに支え合う(ピアサポート)ことができるような居場所の提供、女性用品等の提供**

- 事業費（委託料除く）：375万
- ・男女共同参画センターの女性相談機能強化、NPO等との連携強化
 - ・NPOスタッフや男女共同参画推進員等の人材の養成
 - ・SNSを活用した周知啓発
 - ・女性の貧困問題に係る実態把握

男女共同参画センター や社会福祉協議会等の 関係団体・機関

連携

※NPO等の民間団体が運営する
男女共同参画センターは
事業受託者になることが可能

※総事業に占める委託の割合は4分の3以上としており、国費に自治体財源を加え、4分の3以上の委託をすることは可能。
※上記取組はあくまで例示であり、地方公共団体やNPO等の民間団体の創意工夫による実施を期待。

(別添資料2)

事務連絡

令和3年3月26日

都道府県・指定都市子どもの貧困対策担当者様

内閣府政策統括官（政策調整担当）付

参事官（子どもの貧困対策担当）付

地域子供の未来応援交付金（つながりの場づくり緊急支援事業）の活用促進
及び交付申請に当たっての留意事項等について

平素から子供の貧困対策の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の問題が長引く中で、雇用や生活への影響が続いており、低所得の子育て世帯など依然として生活が厳しい家庭もある中、子供の貧困問題も大変重要な課題となっています。

こうした中、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」（令和3年3月16日新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議決定）において、「NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等」として、地域子供の未来応援交付金について、時限的に、地方公共団体が、子供の居場所づくり（子ども食堂や学習支援等）をNPO法人等へ委託した場合に国の補助率を1/2から3/4へ引き上げることとされ、令和3年3月23日、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費において、本件引き上げに必要な予算が措置されたところです。

これを受け、本日、「「地域子供の未来応援交付金交付要綱」の一部改正について（令和3年3月26日付け府政政調第146号）」等により、地域子供の未来応援交付金交付要綱及び子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施要領の改正を通知したところです。

本件引き上げに係る事業（以下「つながりの場づくり緊急支援事業」という。）は、長引くコロナ禍の中で子供が社会的孤立等に陥らないよう、地方公共団体が、子ども食堂や学習支援などの子供の居場所づくりなどに関する事業をNPO等に委託し、子供を行政等の必要な支援につなげる事業（委託費が総事業費の8割以上の場合に限る。）を行う場合に、経費の4分の3に相当する額について、地域子供の未来応援交付金を交付するものです。

各地方公共団体におかれましては、本事業実施の趣旨を御理解いただき、下記の点及び別紙に御留意の上、子供に必要な居場所の提供や支援につなげるべく、積極的な御活用をお願いいたします。

都道府県におかれましては、本事務連絡について管内市町村へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- (1) 子供への支援のニーズは、その状況に応じて多種多様です。そして、子供の居場所づくりの運営の実態をみると、地域の実情に応じて、支援内容や実施規模、回数なども多岐にわたる中、多様なNPO等を通じて子供に必要な支援が届くよう、地域における支援内容、委託団体数や委託箇所数のバランスにご配慮いただくようお願いいたします。
- (2) つながりの場づくり緊急支援事業の緊急性に鑑み、例えば、補正予算の計上や流用など柔軟に対応していただくことにより、必要な財源確保に努めていただき、積極的に交付申請していただきますようお願いいたします。なお、本事業は、別紙留意事項4にもあるとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象となっており、同交付金を合わせて活用いただくことにより、実質的な地方公共団体の負担は総事業費の5%となります。
- (3) 交付申請については、令和3年1月29日付け事務連絡における令和3年度における交付決定スケジュールにかかわらず、随時、受け付けることといたします。

なお、既に、令和3年度分として交付申請いただいているもののうち、つながりの場づくり緊急支援事業に該当すると考えられるものについては、別途、個別に調整させていただきます。

内閣府政策統括官（政策調整担当）付子どもの貧困対策担当 北村、山田
TEL：03-6257-1445（直通）
FAX：03-3581-0699
E-mail：taisaku.kodomohinkon@cao.go.jp（担当共用）

※交付要綱、公募要領等の添付省略

地域子供の未来応援交付金（つながりの場づくり緊急支援事業）の
交付申請等に当たっての留意事項について

1. つながりの場づくり緊急支援事業の対象事業と委託先との必要な連携について

- (1) 本事業の補助対象事業は、子ども食堂や学習支援などの子供の居場所づくりなどをNPO等に委託して実施し、子供を行政等の必要な支援につなげる事業となります。ただし、その委託費が総事業費の8割以上となる場合に限ります。

（本事業の対象事業）

- 子ども食堂やフードパントリーなど、子供の居場所の提供、衣食住などの生活支援を行う事業
 - 学習教室など子供に学習機会を提供する事業
 - 相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーディネーターの配置など子供等を行政等の必要な支援につなげる事業
 - その他上記に類する事業
- (2) 委託事業実施に当たっては、当該委託先NPO等と緊密に連携しながらの実施をお願いいたします。

支援が必要な子供を居場所につなげ、かつ、必要に応じて行政等の支援につなげていけるよう、要支援の子供がいる家庭等への委託事業の周知・誘導や、委託先NPO等と連携して、居場所などを利用する子供や家庭へ必要な行政の支援につなげていく取組をお願いいたします。

また、コロナ禍が長引く中、必要な感染拡大防止対策を徹底していただき、事前の審査や委託事業実施後の確認・指導等をお願いいたします。なお、感染拡大防止対策に係る経費（アルコール消毒液やマスク等の購入経費など）については、これまでと同様に本事業においても補助対象事業費となりますので、ご活用下さい。

2. 補助基準額、委託団体数及び交付申請回数等について

- ・ 補助基準額は125万円で、1つの委託団体当たりの補助対象事業費の上限となります（交付金交付限度額は93.7万円）。
- ・ 地域に必要な居場所づくりを必要に応じて適宜整備していただけるよう、本事業については、地方公共団体あたりの委託団体数及び交付申請件数の上限はありません（ただし、予算の範囲内で交付することになります。）。
- ・ 1委託団体への年間事業費の総額が補助基準額を超える場合は、事業の実施時期や実施場所ごとなど委託事業を複数に分けて交付申請していただくことが可能（例えば、

上半期：A地区、B地区、下半期：A地区 合計3件（最大125万円×3＝375万円）、また、「子供たちと「支援」を結びつける事業」と併用することも可能ですので、ご活用下さい。ただし、同一の委託先への委託事業の期間は継続的な事業の実施の観点から、最小で四半期程度として下さい。これより短期間となる場合は、ご相談下さい。

- ・ 2件以上の委託事業を同時に申請する場合は、合わせて補助対象事業費を算定することが可能です。
- ・ 都道府県にあっては、交付申請のない市町村に対して事業実施を促すなど、管内市町村と緊密に連携して、本事業を推進していただきますようお願いいたします。
- ・ 複数の市町村にまたがって実施される場合は、都道府県が自ら実施するか、都道府県において市町村間の事業の調整をお願いいたします（実施する市町村ごとに別申請とすることができます。）。
- ・ 既に「子供たちと「支援」を結びつける事業」を申請済みの地方公共団体であっても、本事業を別途申請することができます。また、既に「子供たちと「支援」を結びつける事業」を受託済みのNPO等であっても、本事業の委託団体となることができますが、交付対象の経費について重複が無いよう注意をお願いいたします。

3. 事業実施に必要な備品等の取扱い等について

- ・ 事業の緊急性に鑑み、特に必要のある場合には、経済性等を十分考慮いただいた上で、子ども食堂等の居場所づくりなどに必要な机や椅子などの備品の整備や施設の小規模な改修経費についても対象となる場合がありますので、ご相談下さい。ただし、財産管理の必要のある備品を取得等した場合は、地方公共団体における財務規則等に基づき管理していただく必要があります。なお、従前から、机や椅子などの賃借料は補助対象経費として認められますので、賃借での活用もお願いいたします。
- ・ いわゆる「生理の貧困」対策として、居場所などを利用する子供に当面必要な生理用品を配布するための生理用品購入経費についても対象となりますので、ご活用ください。
- ・ 本事業実施に係る委託費以外の事業費（地方公共団体の事業実施経費）がある場合、その額については、委託費の割合が8割以上であることから、当該委託費の25%以内である必要があります（精算時においては、委託費の額の25%が上限になります。）。

（注）事業実施過程において、入札等により委託費が予定より減額となった場合は、委託費以外の事業費の上限額も減額となりますのでご注意願います。なお、委託費以外の事業費について、従前の子供たちと「支援」を結びつける事業（補助率1／2）として、分けて申請することも可能です。

4. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

- ・本事業に係る地域子供の未来応援交付金の予算については、令和2年度予備費13.7億円、令和2年度当初予算1.3億円、合わせて15億円を措置しています。このうち、予備費を財源として本事業に係る地域子供の未来応援交付金を交付した事業については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業となり、同交付金を合わせて活用いただくことにより、実質的な地方公共団体の負担は総事業費の5%（※）となります。

- ・なお、交付決定に当たっては、令和2年度予備費より充当していく予定としています。

※ 臨時交付金の対象事業の場合、1/4の地方公共団体負担額の0.8が臨時交付金の交付対象となっているため、その場合、総事業費の95%が国庫負担額となります。

「地域子供の未来応援交付金」の拡充（つながりの場づくり緊急支援）

地方自治体による多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うための取組を支援する地域子供の未来応援交付金の支援を拡充し、**コロナ禍の中で子供が社会的孤立等に陥らないよう、子ども食堂など子供たちと「支援」を結びつけるつながりの場をNPO等へ委託して整備する地方自治体へ緊急支援を行う。**

内閣府

地方自治体

既存の支援事業

実態調査・計画策定

- ・補助率：1/2
- ・補助基準額（補助対象事業費の上限）：300万円（①②の合計）

①実態調査・資源量の把握

- ・貧困の状況にある子供等の実態把握
- ・地域の資源量（支援を行う民間団体の状況等）の把握

②支援体制の整備計画策定

- ・「子どもの貧困対策推進法」第9条に定める計画の策定

※令和元年の法改正により、都道府県だけでなく、市町村に対しても計画策定が努力義務化

子供等支援事業

- ・補助率：1/2
- ・補助基準額：最高1,500万円（①②の合計）、最高300万円（③）

①子供たちと「支援」を結びつける事業

- ・コーデイネーター事業
- ・アウトリーチ支援
- ・子供の居場所づくり事業 等

②連携体制の整備

- ・自治体内部（福祉部門・教育部門）、社協、地元企業・自治会・NPO等の民間団体との連携

③研修の実施

- ・都道府県及び市町村担当者、子供の貧困対策支援活動従事者等

緊急支援事業

つながりの場づくり緊急支援事業

- ・補助率：3/4
- ・補助基準額：委託団体当たり125万円

子ども食堂、学習支援といった子供の居場所づくり※などを**NPO等に委託し**、子供を行政等の必要な支援につなげる事業（委託費が総事業費の8割以上の場合に限る。）

- ※ア 子ども食堂やフードパントリー・フードバンクなど、子供の居場所の提供、衣食住などの生活支援を行う事業
- イ 学習教室など子供に学習機会を提供する事業
- ウ 相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーデイネーターの配置など子供等を行政等の必要な支援につなげる事業
- エ その他上記に類する事業

※自治体からNPO等への委託内容に、支援対象の貧困家庭の子供に対して生理用品を提供することを含めた場合にも、補助対象になる。

端末利用に当たっての児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレットについてお知らせします。

事務連絡
令和3年4月9日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

端末利用に当たっての児童生徒の健康への配慮等に関する啓発
リーフレットについて（周知）

文部科学省では、Society5.0時代を生きる全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、学校現場におけるICTの積極的な活用が不可欠との観点から「GIGAスクール構想」を推進しているところであり、「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について（通知）」（2文科初第1962号令和3年3月12日付文部科学省初等中等教育局長通知）において、各学校での1人1台端末の本格的な活用を積極的に進めるうえで、各学校設置者等において御留意いただきたい点について周知させていただいたところです。

この度、端末利用に当たっての児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレットとして、「タブレットを使うときの5つのやくそく（児童用）」（別添1）、「タブレットを使うときの5つの約束（生徒用）」（別添2）、「1人1台端末の時代となりました—ご家庭で気をつけていただきたいこと（保護者用）」（別添3）を作成しました。当該リーフレットについては、編集可能なデータを文部科学省ホームページにも掲載していますので、適宜編集していただきながら、必要に応じ、各学校において御活用ください。

以上について、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知されるようお願いいたします。

○文部科学省ホームページ URL

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00001.html



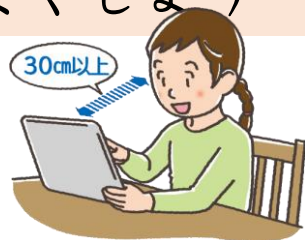
<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
03-5253-4111(内2918)

タブレットを使うときの5つのやくそく

□ タブレットを使うときは姿勢よくしよう

- ・タブレットを見るときは、目から**30cm以上**はなして見よう。



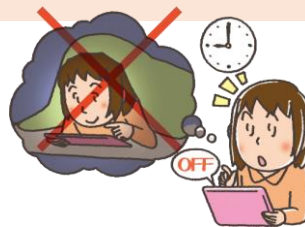
□ 30分に1回はタブレットから目をはなそう

- ・30分に1回はタブレットの画面から目をはなして、**20秒以上**、遠くを見よう。



□ ねる前はタブレットを使わないようにしましょう

- ・ぐっすりねるために、**ねる1時間前**からはデジタル機器を使わないようにしましょう。



□ 自分の目を大切にしよう

- ・時間を決めて遠くを見たり、目がかわかないようにまばたきをしたりして、自分の目を大切にしよう。



□ ルールを守って使おう

- ・ 分使ったら1回休む、学校のタブレットはべんきょうに関係のないことに使わないなど、学校やうちのルールを守って使おう。



タブレットを使うときの5つの約束

□ タブレットを使うときは姿勢よく

- ・タブレットを見るときは、目を**30cm以上**、離しましょう。



□ 30分に1回はタブレットから目を離す

- ・30分に1回はタブレットの画面から目を離して、**20秒以上**、遠くを見ましょう。



□ 寝る前にはタブレットは使わない

- ・ぐっすり寝るために、**寝る1時間前**からはデジタル機器の利用は控えましょう。



□ 自分の目を大切にする

- ・時間を決めて遠くを見たり、目が乾かないようにまばたきをしたりして、自分の目を大切にしましょう。



□ ルールを守って使う

- ・分使ったら1回中断する、学校のタブレットは学習に関係のないことに使わないなど、学校や家庭のルールを守って使いましょう。

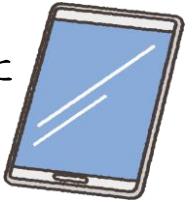


— 1人1台端末の時代となりました —

ご家庭で気をつけていただきたいこと①

□ 端末を使うときの健康面の注意点について

端末を使うときの健康面でのポイントを、本人の習慣として身につけられるよう、学校でも指導しますが、特に低年齢のお子さまの場合などは、保護者の方にも気にかけていただけると効果的です。



注意点！



① 目を、画面から30cm以上、離して使う

☞ そのためには、良い姿勢を保つことが重要です。お子さまの成長に応じて、机と椅子の高さを正しく合わせることも必要です。

② 30分に1回は、20秒以上画面から目を離して、遠くを見る

③ 部屋の明るさに合わせて、画面の明るさを調整する

☞ 一般には、夜に自宅で使用する際には、昼間に学校の教室で使用する際よりも、明るさ（輝度）を下げます。

☞ 画面の反射や画面への映り込みを防止するために、画面の角度も調整します。

※ ①や②は、紙の本や資料を読む場合でも重要です。

ご家庭で気をつけていただきたいこと②

□ 端末の利用時間等のルールについて

ご家庭で過ごす時間全体の中で、ご家庭で用意したデジタル機器も含めて、端末を、いつどのように使うか、お子様と話し合うことが大切です。



<最低限、守っていただきたいこと>

- ・ 少なくとも、寝る1時間前からは、デジタル機器の利用を控えるようにします。

☞睡眠前に強い光を浴びると、入眠作用があるホルモン「メラトニン」の分泌が阻害され寝つきが悪くなります。

- ・ 学校で配られた端末は、学習に関係ない目的では使いません。

健康面に気をつけて使う場合でも、デジタル機器を使う時間があまりに長くなると、人と人とのリアルな関わり合いや、自分の感覚や行為を通して理解する学習、地域社会での体験活動などの時間も、少なくなってしまうます。

成長期のお子様のバランスの良い発達の観点からも、（使い方にもよるため、一概に何時間までならOKということはいえませんが）、お子様がさまざまな経験や活動ができるよう、ご家庭でもデジタル機器全般の使い方について、この機会にお考えください。

□ 端末の安全な利用について

お子様のインターネット使用時や、スマートフォンを持たせる際には、インターネット上の犯罪等の被害者や加害者にならないようにするなど、適切な指導が必要です。

☞フィルタリングは、お子様にとって不適切な情報へのアクセスを遮断したり、インターネットでのトラブルを防いだりするのに役立ちます。

ご家庭で用意するデジタル機器に、携帯電話会社などが提供するフィルタリングサービスを活用することについてもご検討ください。

※端末の利用時間等のルール及び安全な利用については、保護者向けリーフレット「保護者が知っておきたい4つのポイント」もご参照ください。

